

耕平さんがわら版

発行編集部

大塚耕平事務所

☎052-757-1955

kouhei@oh-kouhei.org

★弘法大師と信託業法

皆さん、こんにちは。今年最後の耕平さんがわら版です。さて、十二月三日に閉会した臨時国会で、信託業法という法律を改正しました。僕の所属する財政金融委員会の担当です。僕自身、委員会や本会議で議論させて頂きました。この法律、実は弘法大師と深い縁があります。

信託業法とは、信託に関するビジネスのルールなどを定めている法律です。「信託って聞いたことはあるけど、何のことかようわからんがね」という方もいらっしゃると思います。信託とは、皆さんが持っているお金や土地、株、その他の財産の管理・運用を、誰かに委ねることを意味します。財産だけでなく、遺言を誰かに委ねることも遺言信託と言います。委ねる相手は、今まではもっぱら信託銀行でした。今回

の法律改正で、信託銀行以外にも信託業務を行えることになりました。信託という仕組みを、より広く活用していこうということなんです。今後はいろいろな信託会社が出てくると思いますが、もし活用される場合には、よく説明を聞き、皆さんご自身が納得して契約をしてください。何しろ、財産を預けるわけですから。

★弘法大師はパイオニア

この信託という仕組みですが、ヨーロッパでは中世に登場しました。十字軍などで戦地に赴く人たちが、自分に万一のことがあった場合に備え、家族や子孫が困らないように財産の管理・運用を第三者に委ねたのが始まりです。さて、日本ではいつ登場したのでしょうか。実は、日本で最初に信託の仕組みを使ったのは、何と弘法大師です。

は東寺でした。この東寺の隣に、弘法大師は西暦八百二十八年(天長五年)に綜芸種智院(しゅげいしゅちいん)という庶民の学校を創りました。この学校の土地は、所有者であった都の貴族が「私の土地を庶民のために運用してください」と言って弘法大師に委ねたものです。つまり、弘法大師が信託会社として土地を預かり、その後長年にわたって委託者の指示どおりに管理・運用したのです。思わぬところで弘法大師に遭遇し、僕もビックリです。小泉さん、こんなこと、きっと知らないでしょうね。今度、小泉さんに教えてあげようと思います。さて、いよいよ年末です。皆さん、来年もどうぞよろしくお願い致します。よいお年をお迎えください。

弘法大師の京都での活動拠点



覚王山ゾクゾクコーナー



—— 覚王山近辺の名店を続々紹介します！ ——

<今回は、「h[ákka]」さんです>

h[ákka]さんは、広小路通り南側、覚王山東の信号のすぐ近くにあります。

そもそもどう読むのでしょうか？あえてカタカナにすれば「アッカ」、「h」をイタリア語で発音したものです。堀田店長は、お店の名前を決めるときにあれこれ悩みましたが、結局、苗字の頭文字をイタリア語読みすることで落ち着いたのだとか。

このh [ákka]さんでは、「全国で10点しか存在しないジャケット」に代表されるように、**全てが目玉商品**といってもよいような品揃えが売り物。こうしたお店は、名古屋よりも東京・表参道などでよく見かけるスタイルですね。

「大人の男性がかっこ良く過ごしたいとき、そのアドバイスをするのが私の仕事」と店長の堀田さん。**カシマヤ 100%のテディーベア**が何気なく置かれているこのh [ákka]さん、お店に入って、店長の話をお聞いただけでも相当楽しめますよ！

h [ákka]: TEL 752-1198

